

「社会福祉施設等物価高騰対策支援金（令和5年度2回目）」について

1 支援の目的

エネルギーや原材料の価格高騰等の影響により経費の負担が増している社会福祉施設等に対して、利用者等への安定したサービスを確保することを目的として、必要な経費の一部について支援を行います。

2 支援の対象事業及び区分

別紙1のとおり

※北九州市外で運営している施設（事業所）は、支援金の給付対象になりません。

3 申請の方法

(1) 申請に必要な書類

次のアからオまでのうち、該当する書類を提出してください。

ア 支援金給付申請書（必ず提出してください。）

※両面印刷した申請書を提出してください。

イ 支援金申請内容内訳書（必ず提出してください。）

※事業所ごとに電気・ガスの契約内容を選択してください。

※前回（令和5年度1回目）申請した事業所の場合は、電気・ガスの契約内容の変更の有無を選択してください。

ウ 支援金の振込みを希望する申請者名義の銀行口座等の通帳の写し
通帳等貼付台紙に貼り付けて提出してください。

※表紙と口座名義人（カタカナ）、口座番号が確認できるものを提出してください。

※前回（令和5年度1回目）の支援金と同じ銀行口座等に振込みを希望する場合は、提出する必要はありません。

エ 電気及びガスの契約内容が把握できるもの（請求書や契約書などの写し）
電気、ガス請求書等貼付台紙に貼り付けて提出してください。

(ア) 前回（令和5年度1回目）と契約内容に変更がない場合は、提出する必要はありません。

(イ) 「初めて申請する事業所」又は「契約内容に変更があった事業所」で次に該当する場合は、提出が必要です。

●初めて申請する事業所

電気契約が「高圧電力」又はガス契約が「都市ガス」の場合に提出が必要です。

契約内容が「低圧電力」、「都市ガス以外（LPガス）」の場合は、提出する必要はありません。

●契約内容に変更があった事業所

【電気】

電気契約が「低圧電力」から「高圧電力」に変更になった場合は、提出が必要です。

「高圧電力」から「低圧電力」に変更になった場合は、提出する必要はありません。

【ガス】

ガス契約が「都市ガス以外（LPガス）」から「都市ガス」に変更になった場合は、提出が必要です。

「都市ガス」から「都市ガス以外（LPガス）」に変更になった場合は提出する必要はありません。

(ウ) 事業所ごとに作成し、提出してください。

複数の事業所の請求書等を1枚の台紙に貼り付けての提出はしないでください。

オ 委任状

※申請者と異なる名義の口座に補助金の振り込みを希望する場合に提出が必要です。

※委任を受ける者の名義の銀行口座等の通帳の写しを添付してください。

(2) 申請の受付期限

令和6年2月29日（木）まで ※必着

(3) 申請書の提出方法

(1)の書類を「4 提出先」まで「郵送」で提出してください。

4 提出先（申請受付・審査業務委託先）

〒802-0003

北九州市小倉北区米町二丁目1番2号 小倉第一生命ビル4F

株式会社エイジェック内 物価高騰対策等支援金事務局

※封筒に「物価高騰対策支援金申請書 在中」と朱書きで記載してください。

※申請書の送付先が令和5年度1回目から変更になっています。
送付先の記載を間違えないようにしてください。

5 提出にあたっての留意点

別紙2の「支援金の給付申請に当たっての留意事項」及び北九州市ホームページに掲載した「支援金申請に関するQ&A」を参照してください。

(1) 申請に係る様式については、必ず指定の様式を使用してください。

(2) 補助金の申請は、法人ごとにまとめて申請してください。

(3) 申請は、1施設（事業所）につき1回限りです。

(4) 介護サービス及び障害福祉サービスの事業所を運営している場合は、介護と障害のそれぞれの種別に分けて申請してください。

(5) 支援金の振り込みは、法人名義（申請者）の銀行口座に限ります。
個人名義の銀行口座への振り込みはできません。

(6) 申請内容について、問い合わせを行うことがありますので、提出する申請書類の控えを保管しておいてください。

別紙 1

支援の対象事業及び区分

表 1 介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法関係

サービス種別	区 分
介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）	入所系事業所
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
介護医療院	
認知症対応型共同生活介護	
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
ケアハウス	
生活支援ハウス	
有料老人ホーム（※1）	
サービス付き高齢者向け住宅（※2）	
短期入所生活介護（※3）	
短期入所療養介護（※3）	
通所介護（地域密着型、認知症対応型を含む。）	通所系事業所
通所リハビリテーション（※4）	
小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
第1号通所事業	
訪問介護（夜間対応型を含む。）	訪問系事業所
訪問入浴介護	
訪問看護（※5）	
訪問リハビリテーション（※5）	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
福祉用具貸与	
特定福祉用具販売	
居宅介護支援	
第1号訪問事業	

※1 老人福祉法（昭和38年法律第133号、以下「法」という。）第29条に規定する有料老人ホームに該当し、北九州市長に設置の届出を行っているものに限る。

※2 法第29条に規定する有料老人ホームに該当し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定による登録を受けているものに限る。

※3 空床利用型を除く。

※4 介護老人保健施設に併設しているものに限る。

※5 北九州市が指定した事業所に限る。

表2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法関係

サービス種別	区分
療養介護	入所系事業所
施設入所支援	
共同生活援助	
短期入所（※1）	
福祉型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設	
福祉ホーム	
生活介護	通所系事業所 ①
自立訓練（機能訓練）	
自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）	
就労移行支援	
就労継続支援A型	
就労継続支援B型	
児童発達支援センター	通所系事業所 ②
児童発達支援	
放課後等デイサービス	
地域活動支援センター	
小規模共同作業所	訪問系事業所
居宅介護	
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
居宅訪問型児童発達支援	
保育所等訪問支援	
地域移行支援	
地域定着支援	
計画相談支援	
障害児相談支援	
補装具（販売、貸付、修理）（※2）	
日常生活用具給付（※2）	

※1 空床利用型を除く。

※2 事業所とは、北九州市と補装具費代理受領契約、日常生活用具給付等事業委託契約を締結し、かつ、契約法人等の所在地が北九州市内にあるものに限る。

表3 生活保護法及び社会福祉法関係

サービス種別	区 分
救護施設	入所系事業所
無料低額宿泊所	宿 泊 所